

平成26年第4回大玉村議会定例会会議録

第1日 平成26年6月17日（火曜日）

1. 応招（出席）議員は次のとおりである。

1番 鈴木康広	2番 押山義則	3番 武田悦子
4番 菊地利勝	5番 鈴木宇一	6番 佐々木市夫
7番 佐藤誠一	8番 遠藤文一	9番 佐原吉太郎
10番 須藤軍蔵	11番 遠藤義夫	12番 佐藤悟

2. 不応招（欠席）議員は次のとおりである。

なし

3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席を求めた職員。

村長	押山利一	副村長	武田正男
教育長	佐藤吉郎	総務部長兼総務課長	遠藤勇雄
住民税務部長兼住民生活課長	菊地平一郎	産業部長兼農政課長	鈴木幸一
建設部長兼建設課長	舘下憲一	福祉環境部長兼健康福祉課長	武田孝一
教育部長兼教育総務課長	武田好広	企画財政課長	押山正弘
税務課長	菊地健	農業委員会事務局長	佐々木正信

4. 本会議案件は次のとおりである。

会議録署名議員の指名

会期の決定

諸般の報告

行政報告

議案の一括上程（議案第41号～議案第49号及び報告第2号）

議案第41号 大玉村税条例等の一部を改正する条例について

議案第42号 大玉村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第43号 平成23年東日本大震災による被災者に対する村民税、固定資産税及び国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例について

議案第44号 安達地方広域行政組合格約の一部を改正する規約について

議案第45号 安達地方広域行政組合格約の変更に伴う財産処分について

議案第46号 安達地方土地開発公社の解散について

議案第47号 平成26年度大玉村一般会計補正予算について

議案第48号 平成26年度大玉村国民健康保険特別会計補正予算について

議案第49号 平成26年度アットホームおおたま特別会計補正予算について  
報告第2号 平成25年大玉村繰越明許費に係る繰越計算書について  
提案理由の説明

請願・陳情について（委員会付託）

5. 本会の書記は次のとおりである。

議会事務局長 作田純一、書記 遊佐佳織、伊藤寿夫、安田春好

## 会 議 の 経 過

○議長（佐藤 悟） おはようございます。

平成26年第4回6月定例会が招集されましたところ、出席ご苦労さまでございます。ただいまの出席議員は、12名全員であります。定足数に達しておりますので、平成26年第4回大玉村議会定例会を開会いたします。

（午前10時00分）

◇

◇

◇

○議長（佐藤 悟） 会議に先立ちまして、本年6月3日、福島県町村議長会総会において、本村議会が優良議会として表彰されましたので、ご報告申し上げます。

次に、本年4月1日付職員の人事異動について、議会の運営に関する基準第17章173の規定により、執行機関の幹部異動職員を紹介いたします。

執行部より、幹部職員の紹介をお願いいたします。副村長。

○副村長（武田正男） おはようございます。前回の臨時議会でご紹介できなかった幹部職員について紹介申し上げます。演壇に向かって左側前列、教育部長武田好広です。

○教育部長（武田好広） よろしく申し上げます。

○副村長（武田正男） 後列になります。建設部長館下憲一です。

○建設部長（館下憲一） おはようございます。よろしく申し上げます。

○副村長（武田正男） 農業委員会事務局長佐々木正信です。

○農業委員会事務局長（佐々木正信） おはようございます。よろしく申し上げます。

○副村長（武田正男） 以上です。よろしく申し上げます。

○議長（佐藤 悟） 以上で、紹介を終わります。

◇

◇

◇

○議長（佐藤 悟） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◇

◇

◇

○議長（佐藤 悟） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により5番鈴木宇一君、6番佐々木市夫君を指名いたします。

◇

◇

◇

○議長（佐藤 悟） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

議会運営委員会委員長の報告を求めます。6番。

○議会運営委員長（佐々木市夫） おはようございます。

第4回6月定例会に当たりましては、さきに閉会中の委員会審査に付託されておりました今期定例会の会期日程等について、去る6月13日、午前10時より第一委員会室におきまして議会運営委員会を開催し審査をいたしましたので、その経過と結果について、以下ご報告を申し上げます。

委員会は、議長出席のもと、全委員出席、さらに当局から総務部長、企画財政課長

の出席を求め、提出議案の概要の説明を受け、会期及び議事日程等について、次のように決定をいたしました。

今期定例会に提出されます事件は、村長提出の議案 9 件で、その内容は、条例等改正関係 4 件、補正予算関係 3 件、その他 2 件及び報告関係 1 件の合わせて 10 件であります。

また、今期定例会の一般質問者は 6 名であります。

次に、会期につきましては、本日 6 月 17 日から 20 日までの 4 日間と決定いたしました。

また、審議日程につきましては、

本日 17 日 本会議 村長の行政報告、議案の一括上程、提案理由の説明、請願及び陳情の委員会付託

6 月 18 日 休会 議案調査

6 月 19 日 本会議 一般質問 5 名

6 月 20 日 本会議 一般質問 1 名、議案審議、付託事件の委員長審査報告及び審議、委員会閉会中の継続調査報告及び閉会中の継続調査の申し出

という日程で行います。

以上のように委員会として全委員一致をもって決定いたしましたので、何とぞご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤 悟） お諮りいたします。

会期日程については、ただいま議会運営委員会委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤 悟） 異議なしと認めます。

よって、会期日程については、ただいま議会運営委員会委員長報告のとおり決しました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤 悟） 日程第 3、諸般の報告を行います。

諸般の報告につきましては、配付いたしました報告書のとおりでありますので、配付をもって報告にかえさせていただきます。

◇

◇

◇

○議長（佐藤 悟） 日程第 4、村長より行政報告を求めます。村長。

○村長（押山利一） おはようございます。ご苦労さまです。

本日、第 4 回定例会の招集をお願いいたしましたところ、議員の皆様には何かとお忙しい中、ご出席を賜り、提出案件のご審議を賜りますこと感謝申し上げます。

今次定例会に当たり、現時点における本年度の各部課等の事務事業につきましては、お手元に配付の別紙をもって行政報告とさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤 悟） 行政報告が終わりました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤 悟） 日程第5、議案第41号から議案第49号及び報告第2号までを一括上程いたします。

事務局職員に議案を朗読させます。事務局。

○書記（伊藤寿夫） 別紙議案書により朗読。

○議長（佐藤 悟） 事務局職員の朗読が終わりました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤 悟） 日程第6、村長より提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（押山利一） それでは、提案理由について説明を申し上げます。

本定例会における提出議案は、条例等の改正案4件、補正予算案3件、その他2件、報告1件の合わせて10件であります。

それでは、議案第41号、大玉村税条例等の一部を改正する条例について申し上げます。本案は地方税法等の一部を改正する法律が本年3月31日に公布されたことに伴い、大玉村税条例等の一部を改正するものであり、主な改正の内容について申し上げます。

まず、第1条、1ページをお開きください。大玉村税条例の一部改正について、第23条については、法人税法において外国法人の恒久的施設が定義されたことに伴い、所要の規定の整備を行うもの、第33条については、地方税法の一部改正により、引用条項の改正を行うものであります。

第34条の4については、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、国税化され地方交付税の原資となる地方法人税が創設されたことに伴い、法人市町村民税の法人税割の税率が引き下げられたことにより、改正を行うものであります。

2ページをお開きください。2ページの第48条については、法人税法において外国法人に係る外国税額控除制度が新設されることに伴う所要の規定の整備を行うもので、第52条については、法人税法において外国法人に係る申告納付制度が規定されたことによる所要の改正を行うものであります。

3ページをごらんいただきます。3ページの57条及び59条については、小規模保育事業や認定子ども園に供する固定資産について、非課税とする特別措置が講じられたことにより、引用条項の改正を行い、第82条については、国及び地方を通じた自動車関連税制の見直しに伴い、軽自動車税の税率が引き上げられることに伴って改正するものであります。

5ページをお開きください。5ページの附則第4条の2については、公益法人等に係る村民税の課税の特例について、租税特別措置法の改正に伴い、引用条項の整理を行い、附則第16条については、軽自動車におけるグリーン化税制が新設されることに伴い、13年を経過した3輪以上の軽自動車について、おおむね20%を重課する、

重ねて課税する、特例措置を新設するものであります。

附則第19条及び6ページの第19条の2については、一般株式等及び上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例について、また附則第19条の3については、非課税口座内上場株式等に係る譲渡所得の計算の特例について、それぞれ租税特別措置法の改正に伴い、引用条項の整理を行うものであります。

7ページの現行の附則第22条から11ページの現行の23条については、東日本大震災に係る特例について、条例の性格を踏まえ、削除するもので、12ページの附則第24条及び25条については、規程の繰り上げ整理を行うものであります。これは内容についての変更はございません。

次に、13ページの第2条、大玉村税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について申し上げます。この条例は平成25年条例28号として定めたもので、地方税法等の改正により、規定の整備を行うものであります。

附則は試行期日及び経過措置について定めるものであります。

次に、議案第42号、大玉村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案は地方税法の一部を改正する法律が平成26年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、所要の改正を行うとともに、平成26年度大玉村国民健康保険事業の運営に当たり、税の所要額を確保するため、按分率の改正及び条例の一部改正を行うものであります。

それでは、主な改正内容について申し上げます。

後期高齢者支援金等課税税額及び介護納付金課税額に係る課税限度額をそれぞれ2万円引き上げるほか、低所得者の国民健康保険税の軽減措置の対象を拡大するため、国民健康保険税の5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の基準の見直しを行うものであります。

また、本村の平成26年度の按分率につきましては、国民健康保険の運営主体が今後、市町村から広域に移行することを踏まえ、県の広域化支援方針の中で県内統一して3方式採用が決定されたことに伴い、応能割のうち資産割額を廃止した上で、賦課割合を応能50、応益50で算定いたしました。

資産割を廃止することにより、第2条中資産割額の文言を改正、第4条、第7条、第9条の規定を削除し、1ページの第2条については、後期高齢者支援金等課税税額及び課税納付金課税額に係る課税限度額をそれぞれ2万円引き上げ、第3条及び2ページの第5条では、医療給付費分の所得割額及び均等割額を改正、それから第6条及び第7条の2では、後期高齢者支援金分の所得割額及び均等割額を、第8条、3ページの第9条の2及び第9条の3は、介護納付金分の所得割額、均等割額及び平等割額をそれぞれ改めるものであります。

第21条第1項第1号は7割軽減で、医療給付費分及び後期高齢者支援金分の均等割額並びに介護納付金分の均等割額及び平等割額を改正、それから4ページの同項第2号(2)とあります、は5割軽減で、軽減判定所得の算定における被保険者の数に

世帯主を含め、医療給付費及び後期高齢者支援金分の均等割額並びに介護納付金分の均等割額及び平等割額を定める。それから、5ページの同項第3号(3)とあります、2割軽減で、軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額を45万円に引き上げ、医療給付費分及び後期高齢者支援金分の均等割額並びに介護納付金分の均等割額及び平等割額をそれぞれ改めるものであります。

これら改正に基づき算定された一般分の1人当たりの調定額は10万4,444円で、前年度と比べ1.76%の増、1世帯当たりは17万6,286円で、前年比と比べ0.64%の増であります。

附則については、施行期日及び適用区分について定めるものであります。

なお、詳細については別紙資料をあとで後ほどごらんいただきたいと存じます。

議案第43号、平成23年東日本大震災による被災者に対する村民税、固定資産税及び国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案は東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示等対象地域における国民健康保険被保険者の国民健康保険税の免除措置に対する財政支援が、平成25年度同様、平成26年度分についても延長されることとなったため、所要の改正を行うものであります。

第4条の3については、避難指示等の対象地域及び上位所得層を除く旧緊急時避難準備区域等から転入した被保険者について改正、それから平成26年度分の国民健康保険税全額を免除するもので、第4条の4については、旧緊急時避難準備区域等から転入した上位所得層について、平成26年4月から同年9月分までに相当する月割算定額を減免するものであります。

続いて、議案第44号をご説明申し上げます。安達地方広域行政組合同規約の一部を改正する規約について申し上げます。

本案につきましては、平成15年より、当該組合が共同処理する事務として処理してまいりましたが、情報通信を巡る環境の変化等を踏まえ、この事務を廃止し、各市町村が独自に情報通信ネットワークを管理運営するものであります。

平成15年当時、民間による大容量・高速通信サービスの提供がおくれていた本地方にとりまして、市町村が共同して情報通信網を整備、運営することは非常に有意義なことでありましたが、情報通信網の整備から10年以上が経過し、民間の情報通信サービスが飛躍的に充実し、また、共同処理することによるメリットが薄らいだことから、所期の目的は十分に達せられたものと考え、広域的情報通信網の分散を図るべく、組合同規約の変更について、地方自治法第286条第1項の規定により、構成市町村との協議が必要であり、同法第290の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第45号、安達地方広域行政組合同規約の変更に伴う財産処分について申し上げます。

本案につきましては、前議案でご説明申し上げましたとおり、安達地方広域行政組合における広域的情報通信網の整備及び管理運営の共同処理を廃止し、分散化を図る

ことに伴い、村に帰属する財産である光ファイバーケーブルの処分について、地方自治法第289条の規定により協議が必要であり、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第46号についてご説明を申し上げます。安達地方土地開発公社の解散についてでございます。

安達地方土地開発公社は、公共事業の円滑な推進を図るため、土地の先行取得を目的として、昭和48年に安達圏域の当時1市4町2村の7市町村で設立されたものであり、圏域内のまちづくりに大きな役割を果たしてきました。

しかしながら、近年の社会情勢等の変化から、土地を先行取得する意義が薄れ、近年、21年以降、安達地方土地開発公社を利用して土地取得の実績はなく、事業による債務の償還を主に行ってきたところであります。

今後も、現在の設立団体である二本松市、本宮市、大玉村において、土地開発公社の利用予定がなく、借入金の償還が平成26年3月末で完済したことから、公社の所期の目的及び役割は達成されたものとして解散しようするものであります。

次に、議案第47号から議案第49号、平成26年度各会計補正予算について申し上げます。

なお、会計補正予算の詳細につきましては総務部長に説明をさせますので、概要のみご説明を申し上げます。

議案第47号、平成26年度大玉村一般会計補正予算について、補正予算書1ページをお開き願います。

今回の補正は災害公営住宅整備事業や農業関係除染などの原発事故等に係る対策事業及び緊急性、重要性を勘案した予算の編成をしたものでありまして、既定の予算の総額に1億9,730万9,000円を追加し、予算の総額を72億5,556万5,000円とするものであります。

また、第2条では、地方債の補正をするものであります。

次に、議案第48号、33ページをお開きいただきたいと思います。

平成26年度大玉村国民健康保険特別会計補正予算について、今回の補正は、本年度における医療費所要見込額の精査を行い、その結果に基づき、先ほどご説明を申し上げました按分率の見直し、調整を行ったものであります。

これらによる課税等の増額につきましては、繰越金等による被保険者の税負担の軽減が図られるよう考慮した予算の編成を行い、既定の予算額に5,072万5,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ9億162万3,000円とするものであります。

次に、議案第49号、45ページをお開きいただきたいと思います。平成26年度アットホームおおたま特別会計補正予算について、今回の補正は設備改修経費の計上のため、歳出のみの補正としたものであります。

次に、報告第2号、議案書のほうに戻っていただきたいと思います。報告第2号につきましては、平成25年度大玉村繰越明許費に係る繰越計算書についてございま

す。これにつきましては、この資料をごらんになっていただきたいと存じます。

以上のとおり提案理由の説明を申し上げました。

それでは、各会計補正予算の詳細につきましては、総務部長より説明をさせます。

何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤 悟） 総務部長。

○総務部長（遠藤勇雄） それでは、命によりまして、平成26年度各会計補正予算の説明を申し上げます。

議案第47号、平成26年度大玉村一般会計補正予算について、歳出よりご説明申し上げます。

12ページをお開き願います。

款2総務費の企画費は615万円の補正計上であります。このうち13委託費は、原発事故による風評被害を払拭するため、本村の春夏秋冬の四季を通じた映像に放射性物質の検査や除染の取り組みを加え、視覚を通じた安心・安全を発信するための映像素材の製作に要する費用500万円の計上であります。

19負担金補助及び交付金は、ペルー国マチュピチュ村との交流を図るための実行委員会補助に要する経費100万円の計上であります。

14ページにかけての諸費の事項③のその他各種負担金等に要する経費は、ふるさと納税協力者の増加に伴い、謝礼に要する経費250万円の補正計上であります。

災害対策費は787万1,000円の計上であります。

事項①の災害対策本部に要する経費のうち、19負担金補助及び交付金は、応急仮設住宅内に設置されているごみ収集所から本宮クリーンセンターまでのごみ運搬に要する経費360万円の計上であります。

事項④の農業関係除染対策等に要する経費は、除染後、農地の保全管理やそば、大豆にかかる放射性物質吸収抑制対策事業に要する経費356万6,000円の計上であります。

16ページの款3民生費の保育所費は、児童福祉費寄附金を財源として園児が使用する玩具等の購入費用8万円の計上であります。

16ページ下段から18ページにかけての款4衛生費の環境衛生費は34万7,000円の計上であります。

これは水資源保全全国自治体連絡会への加盟に要する費用と、災害等廃棄物処理事業の完了に伴う精算返還金等の計上であります。

18ページ中段の款6農林水産業費の農業振興費は493万8,000円の計上であります。

事項①の農業振興に要する経費は、農林水産業団体育成補助金220万9,000円の計上であります。

次、事項⑥の野菜等放射能検査事業に要する経費は231万2,000円の計上であります。

これは福島県消費者行政活性化交付金を活用し、あだたらの里直売所等で販売する

農産物を中心に、放射性物質の検査を行い、消費者への安心の確保と風評被害の払拭を図るものであります。

18ページ下段から20ページにかけての地域農政推進対策費は、農地中間管理機構事業に要する経費42万円の計上であります。

20ページの林業振興費は4,947万6,000円の計上であります。

これは森林環境交付金を活用し、ふれあい村民の森に隣接する山林の整備費13万1,000円と、福島県森林整備加速化・林業再生基金事業により、間伐材等加工流通施設整備を行う事業者に対し、県補助金と同額を補助するため、4,934万5,000円を計上するものであります。

款7商工費の観光費は、福島県消費者行政活性化交付金を活用し、原発事故による風評被害の払拭を図るためのPR事業に要する経費550万円と、福島県ブランド・イメージ回復支援市町村交付金基金事業の活用により、コテージ2棟の改修に係る設計監理業務200万円、改修工事1,700万円、施設備品費100万円など、合わせて2,000万円を計上するものであります。

22ページ中段の款8土木費の道路新設改良費は、行屋地内のインフラ整備工事費や的場5号線の整備に要する費用4,502万1,000円の補正計上であります。

都市計画総務費は建築後退用地代51万5,000円の計上であります。

24ページにかけての住宅建設費は、災害公営住宅の用地造成工事に水道本管の布設工事も含められる見通しとなったことから、国庫8分の7のコミュニティ復活交付金を主な財源に、水道工事に係る負担金等、3,943万6,000円の補正計上であります。

24ページ、同じ款9消防費の非常備消防費は、9月に予定している村防災訓練時の炊き出し訓練や、テント、テーブルなどのリースに要する経費60万円の計上であります。

消防施設費は、Jアラートの特別警報等受信機能の新設に伴うソフト変更工事費40万円と、山林火災等に備えたジェットシューター等購入費用68万6,000円の計上であります。

款10教育費の事務局費は、何らかの理由で登校できない小中学生を対象に、大玉村適応指導教室を開設するための費用73万円の計上であります。

26ページにかけての小学校費の教育振興費は、貸切バスの運賃制度が抜本的に見直しされたことに伴う貸切バス借り上げ料7万4,000円と、教育費寄附金を財源とした児童図書購入費用2万5,000円の計上であります。

中学校費の学校管理費は、使用する電力量の低減を図るため、デマンド監視システムを導入する経費7万5,000円、教育振興費は、小学校費と同様に、貸切バス借り上げ料の84万円の補正計上であります。

28ページの公民館費は、部活動を終え、高校受験を控える中学3年生を対象とした、ふくしまっ子体験活動応援に要する経費120万6,000円の計上であります。

30ページの款11災害復旧費の農地農業施設災害復旧費は、平成25年7月及び

8月の豪雨災害の復旧に要する費用299万円と、平成26年度の三ツ森ため池の災害復旧費のうち、村の負担となる15万6,000円の計上であります。

林業施設災害復旧費も平成25年7月及び8月の豪雨災害の復旧に要する費用249万円の計上であります。

予備費は、今後の未確定要素への対応も含め、調整財源として292万円を計上したものであります。

続きまして、歳入について申し上げます。

8ページをお開き願います。

款14国庫支出金の総務費国庫補助金は、災害公営住宅の水道本管布設費用として3,412万5,000円を計上するものであります。

款15県支出金の総務費県補助金は、消費者行政活性化交付金で1,231万2,000円、除染対策事業交付金で45万円、農林水産業費県補助金は、福島県営農再開支援事業費として333万8,000円、森林環境交付金事業費として13万1,000円、森林整備加速化・再生基金事業費として4,934万5,000円、商工費県補助金の商工観光サポート事業費は、総務費県補助金の消費者行政活性化交付金事業に組み替えたことにより、200万円の減、教育費県補助金は、ふくしまっ子体験活動応援事業費として56万1,000円とそれぞれ補正計上するものであります。

総務費委託金は、経済センサス基礎調査市町村交付金21万7,000円の計上であります。

款17寄附金は558万9,000円の計上であります。

一般寄附は、玉井字下谷地の武田栄一郎氏より10万円、福島市伏拝の株式会社ユアライフより10万円をいただいております、またふるさと納税寄附金は、調定額が390万円を超えたことから、今後の寄附見込額として500万円、議会費寄附金は玉井字下谷地の武田栄一郎氏より5万円、民生費寄附金は、南達建設業組合から保育所のおもちゃなどの充実のために8万円、次に10ページの教育費寄附金は、大山字大江田中の遠藤カツ氏より、幼稚園と小学校の教育費のための10万円と、南達建設業組合から幼稚園の教育環境充実のために16万円とそれぞれ寄附をいただいたものであります。

款18繰入金金は4,000万円の計上であります。

基金繰入金では、財政調整基金取り崩しで2,000万円、復興基金では2,000万円と、それぞれの事務事業に充当するための予算を計上したものであります。

款20諸収入の農業費受託事業収入は、農地中間管理事業業務受託金42万円の計上であります。

雑入は高齢者の健康と生活に関するアンケート調査費23万3,000円、米の全袋検査補助金返還金は、前年度事業の精算による返還金638万8,000円の計上であります。

款 2 1 村債は、地方道路等整備事業債で 4, 1 3 0 万円と、公営住宅建設事業債で 4 9 0 万円をそれぞれ補正計上するものであります。

以上、一般会計補正予算についてご説明申し上げます。

続きまして、議案第 4 8 号、平成 2 6 年度大玉村国民健康保険特別会計補正予算について、歳出よりご説明申し上げます。

4 0 ページをお開き願います。

款 2 保険給付費の療養諸費のうち、一般被保険者療養給付費は、本年 5 月と 6 月の支払い実績を考慮し、1, 5 0 0 万円を補正計上し、退職被保険者等療養給付費及び一般被保険者療養費、退職被保険者等療養費は財源調整であります。

高額療養費の一般被保険者高額療養費は、4 月と 5 月の支払い実績を考慮し、3 0 0 万円を補正計上、退職被保険者等高額療養費は財源調整であります。

款 3 の後期高齢者支援金等は 8 4 6 万 4, 0 0 0 円の減、款 4 の前期高齢者納付金等は 1 6 万 6, 0 0 0 円の減、4 2 ページの款 6 介護納付金は 5 万 7, 0 0 0 円の減額補正であります。

これらはいずれも社会保険診療報酬支払基金からの通知に基づくものであります。

款 7 協同事業拠出金の高額医療費共同事業拠出金は 1 0 9 万円の減、保険財政共同安定化事業拠出金は 4 3 3 万 9, 0 0 0 円の補正計上であります。

これらは国保連合会からの拠出金額通知に基づくものであります。

款 9 の基金積立金は、国保事業の安定かつ円滑な運営を図るための基金積立 2, 0 0 0 万円の計上であります。

予備費は調整財源として 1, 8 1 6 万 3, 0 0 0 円の計上であります。

続きまして、歳入について申し上げます。

3 6 ページをお開き願います。

款 1 国民健康保険税の一般被保険者国民健康保険税は、医療給付費分で 9 9 5 万円の減、介護納付金分で 5 2 7 万 5, 0 0 0 円の減、後期高齢者支援金分で 1, 7 1 1 万 5, 0 0 0 円の減と、合計 3, 2 3 4 万円の減額計上であります。

これは医療費等所要見込額の見直しや、介護納付金、後期高齢者支援金の変更に伴う税額の按分率改定によるものであります。

退職被保険者等国民健康保険税につきましても同様で、8 8 4 万 1, 0 0 0 円の補正減となったものであります。

款 2 国庫支出金の療養給付費等負担金は 1, 1 9 3 万円の減、高額医療費共同事業負担金は 2 7 万 2, 0 0 0 円の減額計上であります。

これは医療費所要見込額の見直し等により、療養給付費等負担金等の精査により計上するものであります。

財政調整交付金は、基準となる後期高齢者支援金と介護納付金の見直し等により、7 6 万 6, 0 0 0 円の減額計上であります。

3 8 ページにかけての款 3 県支出金の国民健康保険調整交付金は、後期高齢者支援金と介護納付金の減に伴い、7 6 万 6, 0 0 0 円の減、高額医療費共同事業負担金は、

高額医療費共同事業拠出金の減に伴い、27万3,000円を減額補正するものであります。

款4療養給付費等交付金2,455万円は、退職者医療の療養給付費等交付金額の決定によるものであります。

款5前期高齢者交付金は、社会保険料診療報酬支払基金からの交付決定により、63万7,000円を減額計上するものであります。

繰越金は前年度剰余金見込額8,200万円の計上であります。

以上、国民健康保険特別会計予算についてご説明を申し上げます。

続きまして、議案第49号、平成26年度アットホームおおたま特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

48ページをお開き願います。

款2管理運営費の施設管理費は、1階男子トイレの和式1カ所の故障により、洋式に改修するための工事費43万2,000円の計上であります。

予備費は工事費を補填するため、43万2,000円を減額補正するものであります。

以上、アットホームおおたま特別会計補正予算についてご説明申し上げます以上であります。

○議長（佐藤 悟） 提案理由の説明が終わりました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤 悟） 日程第7、請願・陳情について常任委員会付託を行います。

3月定例会以降、本日までの受理した請願・陳情は、お手元にお配りいたしました写しのとおり、請願第2号及び請願第3号並びに陳情第3号及び陳情第4号であります。

お諮りいたします。

議長から所管の常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤 悟） 異議なしと認めます。

議長から所管の常任委員会に付託をいたします。

配付いたしております付託表のとおり、陳情第3号を総務文教常任委員会に、請願第2号及び請願第3号並びに陳情第4号を産業厚生常任委員会にそれぞれ付託いたします。

なお、議長への委員会審査結果の報告につきましては、6月20日の本会議前までにご報告願います。

◇

◇

◇

○議長（佐藤 悟） 以上で日程による議事が終了しましたので、本日の会議を閉じ、散会いたします。ご苦労さまでした。

（午前10時48分）